

「神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）」の進行管理方法等について

1 計画における「進行管理」の記載

（☞計画 p. 90 第5章 推進体制及び進行管理 2 進行管理）

- 「神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会」において、計画の進捗状況や目標の達成状況について協議を行い、その結果を施策推進に反映する。

2 「進行管理」と「評価」の考え方

（1）概要

【進行管理】（毎年度実施）

- ・前年度の各構成事業の進行度合い（進捗状況）を、調査票に基づき把握する。
- ・進捗状況の把握にあたっては、客観的な指標（数値）による判定を用いる。
- ・庁内会議で全体の進捗状況を共有し、協議する。
- ・「神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会」に進捗状況を報告する。
- ・「神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会」における協議を通じて、進行管理に係る意見や提案を聴取し、翌年度の施策反映の参考とする。

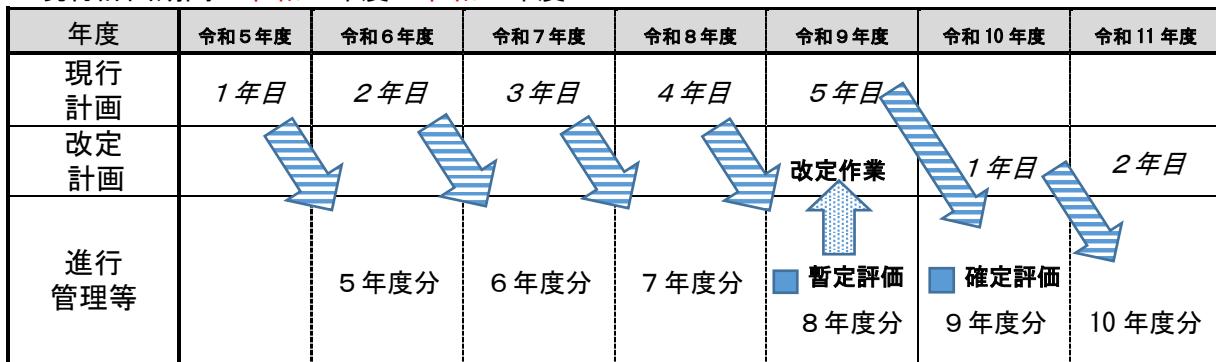
【評価】（計画最終年度に実施）

- ・計画最終年度に前年度までの事業の達成度合い（達成状況）を、調査票に基づいて把握する。
- ・達成状況の把握にあたっては、客観的な指標（数値）による判定を用いる。
- ・事業所管課からの報告に対して、がん・疾病対策課で「第1次評価」を行う。
- ・「神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会」に「第1次評価」を報告し「第2次評価」を受け、計画改定の作業に反映させる。

(2) スケジュール

＜全体スケジュール想定＞

現行計画期間：令和5年度～令和9年度



＜令和7年度スケジュール想定＞

時期の目安	がん・疾病対策課	各所管課	神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会
第1四半期 (4～6月)	<p>調査票による照会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度進捗状況を調査票により各所管課に照会 ・令和6年度進捗状況を調査票により報告 		
第2四半期 (7～9月)	<p>庁内会議における進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告内容をとりまとめた上で、庁内会議を開催し、全体協議事項の調整や、各所管課への改善策検討等を適宜依頼 	<p>神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会における協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進行管理状況の結果を、神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会へ報告 ・必要に応じて神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会へ出席 ・進行管理状況の結果報告に対し、意見・提案 	
第3四半期 (10～12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会からの意見・提案にかかる各所管課対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会からの意見・提案への対応 	
第4四半期 (1～3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度に向けての対応準備 		

3 進行管理における目標設定と判定

- 進捗状況の把握にあたっては、客観的な指標（数値）により、毎年度判定を行うため、原則として数値目標をもとに整理する。
- 各事業が計画最終年度に達成すべき目標に向けて必要となる単年度の達成目安をあらかじめ設定し、判定につなげる。

① 計画の数値目標（＝計画目標）が設定されている施策（☞計画 p. 90～91）

- ☞計画目標に対する実績達成度（進捗率）により判定

② 計画の数値目標が設定されていない施策

- ☞達成度の自己評価により状況把握

- 判定については、各目標にかかる達成目安に対する現状値の進捗状況により、A～Eの5段階で行う。

＜参考＞ $A \geq 100\% > B \geq 70\% > C \geq 50\% > D \geq 20\% > E$

4 評価体制

第2次（＝最終）評価	神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会
第1次評価	がん・疾病対策課（庁内会議）
がん・疾病対策課の役割	各所管課からの進捗報告をとりまとめ、庁内会議において第1次評価をまとめた上で、「神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会」に諮る。

※ 第2次（＝最終）評価を行う「神奈川県アルコール健康障害対策推進協議会」に諮る際、必要に応じて関係所管課が出席し、事業の説明等を行う。